

2022年6月3日

リ・ジェネレーション株式会社  
代理人弁護士 戸田 裕典 先生  
同 鈴木 多門 先生

東京都千代田区大手町一丁目1番2号  
大手門タワー  
西村あさひ法律事務所  
株式会社ナガホリ代理人 弁護士 太田 洋  
同 佐々木 秀  
同 石崎 泰哲  
同 山本 晃久  
同 瀬川 堅心

## 回 答 及 び 質 問 状 (5)

前略 当職らは、5月30日、リ・ジェネレーション株式会社（以下「貴社」といいます。）の代理人である貴職らより受領した5月27日付け「回答書（3）」（以下「回答書（3）」といいます。）につき、株式会社ナガホリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、以下の各事項について、貴職らによるご回答を求めます。

また、本書面及びご回答に関しては、東京証券取引所その他関係機関からの指導により、当社が公表することがあり得る点につき、予めご承知おきください。なお、当社は、4月18日に本件に関する適時開示をした際に、東京証券取引所の担当者より、今後開示内容に関する変更が生じた場合には、経過事項の開示として、逐一開示が必要となる旨の指導を受けており、当社といたしましては、当社の質問及び貴社のご回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずに情報を開示することができることから、投資家の投資判断に重要と思われる事項として貴社とのやり取りについても継続的に開示しております。

### 1 貴社に対する追加の質問事項

#### (1) 大場武生氏との関係について

まず、既に開示しておりますとおり、当社としては、貴社による当社株式に係る大量買集めに関する法定の開示書類が適切かつ適法に開示されていないこと（特に、主要株主となるほどの当社株式の大量取得を一切開示することなく、市場内で買集めを継続されたこと）について、当社の株主の皆様共同の利益を損なっているのではないかと（具体的には、そのような大量取得の状況を正確に認識できていたのであれば当社株式を売却しなかったと考えられる株主の皆様も、かかる大量取得の状況が反映されていない市場価格で、当社株式の売却を余儀なくされるに至ったのではないかと）と考えており、また、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主（金融商品取引法163条1項）に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報を開示すべきであると考えております。

また、こちらも開示しておりますとおり、これまでの貴社からの各回答書の内容は、客観的な事実関係と必ずしも整合しなかったり、当社株式の保有目的を「重要提案行為等」とする貴社の実態及び今後の当社との関係について貴社がどのように考えているのかを当社の一般株主の皆様が把握するに当たって、不十分な情報開示と言わざるを得ないものと考えております。そのため、当社においては、登記・プレスリリース等の公開情報や各種報道記事によって、当社の筆頭株主かつ主要株主である貴社について、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報収集を進めており、そのように収集した情報も踏まえて、懸念すべき事項については、慎重を期すべく、報道を引用した上で、その真偽について（当該報道に対して貴社がとったアクションも含め）、逐一貴社に確認させて頂いているところです。したがって、当社としては、「Access Journal」を唯一の情報源としているわけではなく、回答書（3）第11（1）のご質問は、実態と異なる前提に立つものであるため、ご回答の必要はないものと考えております。

さらに、貴社は、5月2日付け「回答書（2）」において、当社の公表内容について「厳重に抗議」されるのみならず、「速やかな公表の中止がなされない場合には、名誉棄損に基づく損害賠償請求等訴訟といった法的措置を執ります」とされていますが、そもそも、当社らが上記疑念を抱く根拠の一つとしている各報道については、同様の措置を執られていないものと理解しております。なお、仮に当社の開示及び各質問状に関して名誉毀損に該当する部分があると史料されるのであれば、該当すると考えられる具体的な事実の摘示及び表現を指摘頂いた上、名誉毀損に該当すると史料される根拠を具体的にお示し頂ければ、適切に対処させて頂きますことは重ねて付言いたします。

当社の4月21日付け「再質問状」（以下「再質問状」といいます。）及び5月9日付け「質問状（4）」（以下「質問状（4）」といいます。）で詳細に指摘したとおり、貴社と大場氏との繋がりに関する報道が、時期も、対象とする会社も異にして繰り返されている点から、当社及び当職らとしては、貴社と大場氏に関する一定の繋がりがあるのではないかと疑念を払拭することはできず、かかる疑念は、貴社がご指摘されるような「一般株主らを誤導するような記載」でもなく、「憶測情報」でもないと考えております。大場氏については、2007年10月11日に東京地方検察庁特捜部が旧証券取引法違反（風説の流布）で逮捕し、

その後有罪判決を受けており、大場氏との間に関係が存するのではないかという疑念は、上場会社である当社の一般株主や投資家にとって重大な関心事であるといわざるを得ません。当社の各質問状での指摘については、貴社の現在の代表者は把握されておらず、前代表の橘祐司氏にご確認頂けるとのことですので、その確認結果をお待ちいたします。

## (2) 重要提案行為の内容について

貴社は、回答書(3)で、「重要提案行為をいつどのように行うかといった点も含め、現時点でその内容について具体的に申し上げることはございません」と述べられていますが、重要提案行為を行う可能性を匂わせつつ、その内容を具体的に明らかにしないことには、当社の株主その他の投資家に対する強圧性の観点から強い懸念がございますので、当該重要提案行為等の概要を早急にご説明ください。

また、当社による質問状(4)に記載致しましたとおり、当社が貴社との間で当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の向上に向けた建設的な議論をさせて頂く大前提として、当社は、貴社代表者が、アサヒ衛陶の代表取締役社長に就任後僅か2か月程度の間で辞任された経緯・理由を具体的にご教示いただくことが必要であると考えております。この点について、貴社は、「他社に関する事象であり、当社の立場からは回答いたしかねます」とご回答されていますが、他ならぬ貴社代表者に関する事項であって、「他社に関する事象」などではなく、貴社の立場からのご回答をなされるべき事項です。貴社として、当社株式の保有目的を「重要提案行為等」とされている以上、速やかに具体的なご説明をご教示願います。

## (3) 貴社ウェブサイトでの当社従業員に対する呼びかけの中止要請

当社による質問状(4)の発出後、貴社は、貴社ウェブサイトにおいて、「ナガホリの従業員の皆様へ」という欄に「労働条件および職場環境に対するご意見の募集について」と題して、「従業員の皆様には現在の労働条件や職場環境などに対する評価・問題点・要望や改善提案などなど、幅広い率直なご意見をお知らせいただけますと幸いです」として、当社の従業員に対して、当社内部の情報や資料を、貴社に提供するように要請されております。これは、貴社が今になって重要提案行為等の材料集めをするために、当社の主要株主かつ筆頭株主である貴社が当社の社内情報の漏洩を推奨しているものと評価すべきものであるのみならず、当社は、貴社が当社株式の買集めを正当化するために、当社の従業員に対して社内情報の漏洩を教唆しているのではないかと強く懸念しております。このような社内情報の漏洩の教唆は直ちに中止頂くよう強く要請致します。

## 2 貴社の質問に対する回答

### (1) 大量保有報告書の提出懈怠及び貴社の法令遵守状況に係る質問について

首記の質問に関する貴社のこれまでのご回答を整理すると以下のとおりと理解しております。

- ・「大量保有報告書の提出日が2022年4月14日となった理由」は貴社の「本店所在地及び役員（並びに商号）の変更登記手続が完了し」、貴社の「正確な情報が反映された登記簿謄本に基づいて、EDINETコード取得の手続を行おうとしたことによるもの」（回答書（3）第1の2（2））
- ・貴社が本店所在地及び役員（並びに商号）の変更登記手続について登記申請期限を徒過した「理由は、端的に当該手続の履践を失念していたため」（回答書（3）第1の2（1））
- ・それにも拘らず貴社は「過去10年以内における法令違反行為等の有無について」「ありません」と回答（回答書（1）の2（1）⑥）

上記のご回答を踏まえると、貴社が当社の株式を取得し、大量保有報告義務が発生した時点（本年3月28日（月）及び3月29日（火））において、貴社が本店所在地及び役員に関して変更登記手続中であった旨の事実はないことから、その時点で大量保有報告書の提出を行うことが可能であったにも拘らず、敢えて変更登記の申請を本年3月30日（水）に先に行い、EDINETコード取得の手続を遅らせた上で、大量保有報告書を期限後に提出していることとなります。したがって、これまで繰り返し要請しているとおり、貴社の大量保有報告書の提出懈怠の理由に関して、なぜ報告義務発生後に速やかに提出せず、敢えて変更登記の申請を先に行ったのかも含め、改めてご説明ください。

なお、質問状（3）で記載したとおり、当社において過去に他の大株主に対して法令違反の有無に関する同様の質問をしたことはございませんが、それは本件のように法定開示書類の適法性に関して疑念のある当社株式に係る大量買集めが過去に行われたことがなかったためにすぎず、いかに本件が特殊な状況であるかを示しております。

## （2）財務内容その他の未回答の質問について

上記の法令遵守状況についての質問にも関連しますが、決算公告の懈怠に関しても、貴社は、当社にとって筆頭株主であるとともに主要株主に該当しますので、当社の株主その他の投資家が情報を適切に理解・判断するために必要な情報を開示すべき要請は極めて強く、貴社が財務内容についてご回答を拒否されていることとの関係で指摘したものです。貴社の財務内容も含めて、当社の貴社に対する4月15日付の質問状以降、未だご回答頂けていない事項につきましても、速やかにご回答ください。例えば、実質支配者情報一覧については、貴社の4月22日付け「回答書」で、「届出が完了しましたら、提出致します」とご回答されており、既に届出に十分な期間が経過していると存じますので、速やかにご提出をお願い致します。

## （3）外部専門家への委嘱について

質問状（4）にも記載したとおり、当然のことながら、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、外部専門家への依頼の費用負担も含め適時・適切に開示を行ってまいります。それを超えて貴社がご要望の当社「と外部専門家との間で締結された契約内容及び契約条件」を開示することはその必要

性・関連性が薄いばかりか、当該契約上の守秘義務にも抵触しますので、開示は致しかねます。

#### (4) その他のご質問事項について

質問状(4)でも記載したとおり、重要提案行為については、まずは貴社からのご提案事項を書面で頂戴することが、面談の前提として当社内での貴社ご提案の真摯な検討を可能とすることとなるため必要であり、このような情報提供を頂いて面談に臨むことが効率的かつ生産的であると考えておりますが、当社といたしましては、大株主様との間で当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の向上に向けた建設的な議論をさせて頂くことについては全く差し支えはなく、望ましいことと考えておりますので、頂いたご質問について以下のとおりご回答申し上げます。

まず、ご案内のとおり、当社は中期経営計画の策定は行っているものの、その詳細は公表しておりません。もっとも、その概要は事業報告の対処すべき課題においてお示ししておりますし、今後は株主・投資家の皆様に向けても中期経営計画の詳細の開示を行うことも検討しております。

当社の2022年3月期連結業績については、決算短信でもご説明しているとおり、ジュエリー業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の再拡大による外出自粛の影響を受けた後、営業活動が回復に向かいましたが、年明け以降、集客減や催事延期などいわゆるコロナ禍の影響がみられる状況が続き、業績予想を下回る結果となり、株主の皆様のご期待に添えなかったことは真摯に反省しております。もっとも、このような環境の下、当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針のもと、感染症対策を施した環境での自社催事や顧客催事等の販売活動に取り組み、また、グループ会社で展開する直営小売事業の収益力改善施策が成果を出し、仕入や経費支出のコントロール等を図るなどにより収益確保に努めております。さらに、インターネット販売等のITツールを活用した営業体制の強化、自社ブランドの販売促進等に取り組みとともに、財務の安定のためコミットメントライン契約締結による財務基盤強化を図りました。その結果、売上高は前期比横ばいであるものの、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べて大幅に改善しております。2023年3月期も上記中期経営計画をベースに構造改革を進め、収益の改善を続けることを見込んで決算短信で開示したような業績予想を提示しております。

なお、本件のご連絡に関する一切は、引き続き当職らが対応することになっておりますので、本件に関する貴社からのご連絡は、全て当職ら宛として頂けますようお願いいたします。

草々